

No	項目	質問	回答
1	申請について	重点5分野以外でも申請は可能ですか。	主に重点5分野を対象しておりますが、重点5分野の周辺分野として認定する場合もございます。
2	申請について	独立法人、社団法人等の申請は可能ですか。	可能です。ただし、他の助成金等との切り分けは明確にしておく必要があります。
3	申請について	申請者は法人登記が必要ですか。	必要です。申請書に法人番号を記入してください。
4	申請について	幹事社の設立は交付決定後でも可能ですか。	幹事社は申請時に現存する事業者で申請してください。申請後に幹事社の変更が発生した場合には、その事由について確認いたしますので、個別にご相談ください。
5	申請について	コンソーシアムメンバーとして申請しなければならない範囲はどこまでですか。	「補助事業で購入する資産の所有者」と「補助事業経費の直接負担者」です。ただし、実施体制図には、事業に関係する事業者や団体はコンソーシアムメンバー外でも記入してください。
6	申請について	コンソーシアムメンバーと委託先の両方に同一事業者が入ることは可能ですか。	その後の事業運営体制を踏まえて、事業において必要性が認められる場合に限り可能です。
7	申請について	申請後にコンソーシアムメンバーを追加することは可能ですか。	可能です。ただし、追加に伴う補助金の増額は不可となります。
8	申請について	海外企業との連携は可能ですか。	業界として協調領域の拡大に寄与できるのであれば可能です。
9	申請について	単独申請は可能ですか。	直接経費を負担される方が幹事社のみであれば単独申請も可能です。ただし、データ提供者や利活用者との関わりや同事業でデータを収集・共有することの効果を提示ください。
10	申請について	補助金を受取らずに共同申請者になることは可能ですか。	「補助事業で購入する資産の所有者」と「補助事業経費の直接負担者」であれば問題ございません。
11	申請について	システムの外注先として、著作権などの資産が外注先に帰属しない場合、外注先を共同申請者に含める必要はありますか。	必要ございません。実施体制図にご記入ください。
12	申請書類について	コンプライアンス規約の提出は必須ですか。	必須です。一般社団法人等の場合でもご提出をお願いいたします。
13	申請書類について	自由様式の提出書類について、記入必須項目はありますか。	特に指定はありませんが、事業収支計画書や事業計画書については公募要項にある事業要件や審査要件等を確認の上で作成してください。
14	申請書類について	「コンソーシアム/共同申請規約」は何を書けばいいですか。	コンソーシアム規約の場合はコンソーシアムでの取り決めを規約としてご提出ください。申請時点でコンソーシアム/共同申請規約に印鑑は不要です。
15	申請書類について	提出する申請資料は、ホームページ等で公開されますか。	提出いただいた書類を公開することはありません。
16	申請書類について	申請時に間に合わない事業者の共同申請書類の押印は必要ですか。	全ての手続きで共同申請者の押印は必要になりますので、追加で提出してください。
17	申請書類について	グループ会社や既存システム会社への発注でも3者見積が必要ですか。	必須になります。申請時には概算見積で問題ありませんが、発注時には価格の妥当性証明のため、3者見積を取得してください。
18	申請書類について	申請の段階で調査・開発項目が決まらず、概算見積の提出が難しい場合はどうすればいいですか。	原則、第3者が発行した見積が必要となります。ただし、自社開発の場合は概算見積書を踏まえて判断します。
19	申請書類について	申請の段階で提出する概算見積書はメール（テキストベース）で受領した見積でも可能ですか。	見積先から入手した見積書を添付してください。提出は原本でなく写しでも構いません。
20	申請書類について	特命発注は可能ですか。	原則、不可です。「当該事業者でしか実施できないことが客観的に明らかな場合」に限られます。ただし、特命発注の場合でも価格の妥当性を示す資料は添付いただく必要があります。 ・内部積算資料 ・同類のシステム開発等を実施した事例 等 特命発注をご検討の場合は、必ず発注前にご相談ください。
21	申請書類について	申請幹事社の兄弟会社もしくは子会社を外注先に入れたい場合は、特命発注の扱いになりますか。	関係会社でも特命発注理由には該当しません。仕様書を作成していただいた上で、3者見積を取得してください。
22	申請書類について	提出する書類において、ベンダー名を伏字にすることは可能ですか。	不可です。申請では開発費用の証憑として、外注先からの見積書にて補助費用の正当性や内訳を確認します。なお、経済産業省およびその執行団体SIIからの各種お問い合わせは申請される事業者へ行います。また、該当事業者からの外注先は公開しません。
23	申請書類について	提出した書類に不備や不足があった場合はどうなりますか。	環境共創イニシアチブよりヒアリングの後、適宜不足書類等を送付してください。
24	申請書類について	交付決定前に代表者等の変更等が発生した場合はどのようにすればいいですか。	変更等が生じた場合は、都度SIIにご連絡ください。
25	申請書類について	「コンソーシアム/共同申請規約」には、コンソーシアムを構成するメンバー各社の連名印が必要ですか。	申請時点でコンソーシアム/共同申請規約に印鑑は不要です。ただし、交付決定後に押印したもののコピーを提出いただく予定です。
26	申請書類について	概算見積の提出について詳しく教えてください。	現段階で最も詳細な項目と金額が記載されたものを提出してください。書類確認後、SIIから追加質問させていただきます。
27	申請書類について	健保等級単価算出時のエビデンスは必要ですか。	申請時には必要ございませんが、実績時に確認いたします。
28	申請書類について	申請時と実績までの間に作業担当が変更した際は変更後の健保等級単価のエビデンスを提出すればよいでしょうか。	変更後の健保等級単価エビデンスをご提出ください。ただし、採択時の補助金額を上回ることはできません。
29	申請書類について	事業計画の記入において、計画の開始時点はいつからですか。	交付決定日以降です。
30	申請書類について	決算報告書の添付はどの範囲まで提出が必要ですか。	決算短信を想定しておりますが、最低限賃借対照表をご提出ください。
31	申請書類について	役員名簿において、会社法上の規定はない「執行役員」は入力不要との認識でよろしいですか。	登記簿謄本に記載のない方の入力は不要です。
32	申請書類について	様式4.事業者概要の従業員は、連結/単体どちらを記入すればよろしいですか。	単体でご記入ください。ただし、関連会社が大きく関わるところで判断した場合、再度ご連絡する場合がございます。

産業データ共有促進事業費補助金 よくあるご質問 <事業全体について>

2018/6/1

No	項目	質問	回答
33	申請書類について	取得した見積の金額を事業経費計算シートに入力する方法を教えてください。	事業実施期間内で実際に経費が必要になる四半期ごとに入力してください。
34	申請書類について	第2、第3希望金額の記入は必須ですか。	必須です。
35	申請書類について	人件費と設計費・設備費・工事費とシステム開発費の線引きを教えてください。	例としてシステム構築などの前段階で行う、設計やシステム開発に関しては設計費、システム開発費で記入してください。本事業を実施するための研究員、補助員の人件費に関しては人件費に該当します。
36	経費について	仕様検討段階までなど、事業途中までの参加事業者の経費はどうなるのでしょうか。	直接経費とする場合は、コンソーシアムメンバーとして申請してください。
37	経費について	間接経費の計上は可能ですか。	この事業に従事したことが説明できる時間については、人件費として申請が可能です。
38	経費について	外注先として申請社（幹事社）の子会社を含むことは可能ですか。	事業において必要なものであれば可能です。
39	経費について	システム開発費について自社開発費用の算出時には、健保等級の適用で問題ないですか。	見積については、各社の定めたルールに則って計上していただいて問題ございませんが、補助対象経費として認められるのは健保等級単価を適用した金額となります。
40	経費について	システム開発費について自社開発となる場合、「委託費・外注費」としての計上は可能ですか。	自社開発を行う場合に計上できるのは人件費のみです。委託費・外注費にはできません。資産管理上は自社で定めた開発単価を適用いただけますが、補助金は健保等級単価が適用されます。
41	経費について	システム開発費について、自社の規定上資産計上ができない（「将来の収益獲得または費用削減」について、「確実である」ことの担保が難しい）場合は補助対象外ですか。	原則、御社の資産管理台帳への計上を求めています。会社によって会計基準が異なるため、御社のバランスシートに計上されない場合でも、補助対象とします。ただし、資産計上するか否かにかかわらず、補助金上は「処分制限財産」となりますので、経費処理をされたとしても、法定耐用年数間の管理が必要であり、法定耐用年数内に処分等をされる場合は返金対象となります。
42	経費について	本補助金で支払う人件費は時間単価一覧表を参照するのでしょうか。	資産管理上は各社のルールで計上していただいて問題ありませんが、補助対象経費として認められるのは健保等級単価を適用した金額となります。
43	経費について	再委託の形式をとる場合に、契約金額に対する再委託契約割合に制約はありますか。	本事業は再委託割合は規定していません。ただし、50%を超える再委託を行うような事業（特に調査費や人件費）に関しては、健保等級単価の適用を逃れるために委託費としている可能性もございますので、個別に理由を確認させていただく場合がございます。
44	経費について	補助金はいつ支払われますか。	補助事業者より受領した実績報告書をもとにSIIにて書類検査等を実施、交付すべき補助金の額を確定した上で平成31年3月末までに補助金を交付します。
45	経費について	本事業で使用する装置/機器を購入した場合、本事業終了後の減価償却費はどのようになりますか。	補助金で購入した資産は事業者の資産となりますので、減価償却方法は自社の会計方針を踏まえてご検討ください。
46	経費について	既存のプラットフォームを利用する場合、利用料の計上は可能ですか。	現時点で既に保持している仕組みや収集済みデータは、本事業のための利用であっても遡った経費の申請はできません。事業（実証を含む）の実施期間において、本事業のために必要な経費のみ申請可能です。
47	経費について	共同申請者の親会社からの機器の調達を考えているが、利益排除は必要ですか。	3者見積をとっていれば、親会社でも関係会社の扱いとなりますので、利益排除は不要です。
48	補助事業について	発注はいつから可能ですか。	発注は交付決定日以降から可能です。交付決定日以前の経費は補助対象外となります。
49	補助事業について	本事業の対象となるデータの範囲を教えてください。	本事業で共有されるデータは、既に保持しているデータだけでなく、今後新たに収集するデータも対象となります。事業の広がりや継続性の観点から、今後の収集予定のデータを含めて申請してください。
50	補助事業について	補助金の概算払いは可能ですか。	資金繰りが厳しい場合については相談を受け付けることは可能です。個別にご相談ください。
51	補助事業について	幹事社の役割について教えてください。	本補助事業において、「幹事社」はコンソーシアム全体の管理や事業の継続責任者を指します。事業執行上の役割としては、①事業全体の執行額管理②各種事務手続きのとりまとめ（問い合わせ窓口の設置）③報告書等のとりまとめ等がございますが、事業体制や事業内容によって幹事社の責任は様々ですので、上記3点を最低限の役割とした上で各コンソーシアムでご検討ください。
52	補助事業について	交付申請の際には第3四半期を想定して申請書を作成し、採択発表後に第2四半期にて開発等を進めることは可能ですか。	交付申請の際に計画した第3四半期分の作業をスケジュールを前倒しして、第2四半期に実施することは問題ございません。
53	補助事業について	コンソーシアムが委託先又は外注先に発注して開発したソフトウェアの帰属先はどこになりますか。	原則、資産計上する会社の帰属となります。ライセンスが発生するソフトウェア等を想定されている場合は、具体的な内容について個別にご相談ください。
54	補助事業について	収集したデータはコンソーシアム外に共有するのでしょうか。	本事業として必ずしも外部に共有する必要はございません。
55	その他	委託と請負外注の違いについて教えてください。	経済産業省発行の補助事業事務処理マニュアルをご確認ください。 http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_hojo_manual.pdf 委託：12.委託費に関する経理処理 請負：8.外注費に関する経理処理
56	その他	データ共有認定制度（生産性革新新法）について教えてください。	詳細は経済産業省より発表予定です。本事業においての認定制度への意識・関心・意向等を確認するため、補助事業概要説明書の4.要件審査基準適合性にて適合性を記入してください。
57	その他	委託先の選定方法に決まりはありますか。	選定方法に指定はございません。ただし、いずれの場合も3者見積は必須となります。
58	その他	技術検証の目的のために資産計上した「システム開発費」を、検証の結果、目的を達することができなかった場合、その年に一括除却することは問題がありますか。	企業会計による資産の考え方と、補助金上の資産の考え方は異なります。補助金上の資産は、実証要素であるかどうかにかかわらず、一式50万円以上のもはすべて資産となるため、法定耐用年数の間は処分が制限されます。よって、使えなくなって処分した場合は残存簿価相当の返金が必要となります。
59	その他	データコンテストの概要は決まっていますか。	詳細は未定です。
60	その他	HPに役員の報酬を公開することはありますか。	個人情報に係る情報は記載いたしません。

産業データ共有促進事業費補助金 よくあるご質問 <2次公募について>

No	項目	質問	回答
1	申請について	1次公募と2次公募で内容に違いはありますか。	事業要件に一部変更がございます。 2次公募では、1次公募で採択された事業と連携して申請することを認めています。また、1次公募採択事業者でも、追加実施事項がある場合は、2次公募で追加申請を受け付けます。
2	申請について	2次公募より1次公募が有利になる等の条件はありますか。	公募のタイミングで有利/不利ということはありませんので、公募のタイミングは個社で判断をお願いいたします。
3	申請について	1次公募の採択者は2次公募に応募できない、あるいはコンソーシアム参加はできない等の制約はありますか。	1次公募採択者に対して申請に制約は設けておりません。
4	申請について	採択される事業者数を教えてください。	採択事業者数は決まっておりません。予算の範囲内で厳正なる審査の上、採択をいたします。
5	その他	申請書の提出締切から採択までのスパンはどれくらいでしょうか。	1次公募と同じフローで、約1か月を想定しております。
6	その他	2次公募説明会は何時間ほどでしょうか。	約2時間を想定しております。
7	その他	公募説明会の開催はいつでしょうか。	6月5日（火）です。詳細はホームページをご覧ください。